

別表 1 (第 2 条、第 6 条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額	補助事業者
<p>1 ストーリー でつなぐ観光 推進事業</p>	<p>地域資源・地域特性をストーリーでつなぐことにより、岐阜県の観光振興に資すると認められる取組であって、次のいずれかの取組に該当するもの (1) 全県的につなぐ一貫したストーリー(※1)の一部を担うことにより周遊観光・滞在型観光に資する取組 (2) 木曾川中流域(※2)における体験型広域観光づくり(※3)の推進に資する取組</p>	<p>補助対象事業の実施に必要な経費(施設整備及び備品購入に係る費用については、原則補助対象経費の5割未満であること。ただし、知事が特に必要と認めた事業の実施に関しては、この限りでない。)</p>	<p>人件費(イベント等の運営、観光マーケティング調査等の業務に係るものを除く。)、会議費、自治体職員に係る旅費、歓迎レセプション及びこれに類するもの(土産品の購入等)、飲食費、消費税及び地方消費税、他団体への補助等を目的とした費用、既存施設購入費、修繕料、施設等の撤去費(施設整備費と一体で支出するものを除く。)、用地購入費、立木補償費、家屋その他建造物の移転補償費、その他補助することが適当でないと思われる経費</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額(5,000千円を上限とする。)</p> <p>次のいずれかに該当する者 (1) 観光事業者(※4、地域のお他事業者との連携体制が構築されている場合に限る。) (2) 市町村 (3) 観光協会等(※5) (4) 観光地域づくり法人等(※6) (5) (1)～(4)に掲げるいずれかの者で構成する観光関係協議会等 (6) その他知事が補助事業者として特に認める者</p>

<p>2 世界に選ばれる持続可能な観光地周遊化実現事業</p>	<p>持続可能な観光に係る国際認証等の枠組みを活用し、地域の利害関係者が一体となった持続可能な観光地づくりに資する取組であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 国際認証等取得地域が行う国際指標に基づく課題分野の改善への取組</p> <p>(2) 日本版持続可能な観光ガイドライン (JSTS-D) に基づき、地域の利害関係者が一体となった持続可能な観光地づくりに資する取組</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>【国際認証等取得地域】(※7) 補助対象経費の3分の2以内の額(5,000千円を上限とする。)</p> <p>【国際認証等未取得地域】(※8) 補助対象経費の2分の1以内の額(5,000千円を上限とする。)</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 市町村</p> <p>(2) 観光協会等</p> <p>(3) 観光地域づくり法人等</p> <p>(4) 次に掲げる者のいずれかで構成する観光関係協議会等</p> <p>ア 複数の市町村</p> <p>イ 市町村及び観光関係事業者</p> <p>ウ 複数の観光事業者(ただし、市町村から助成又はそれと同等の支援を受けていること。)</p> <p>エ その他知事が補助事業者として特に認める者</p>
---------------------------------	---	-----------	-----------	--	---

※1 ストーリー 次のいずれかのストーリーのことをいう。①歴史(戦国・武将・武道・中山道等)のストーリー ②自然・アウトドアのストーリー ③岐阜ならではの食(郷土食、地酒)のストーリー ④リニア開業を見据えたまちづくりのストーリー ⑤ロケツーリズムのストーリー ⑥伝統産業・工芸のストーリー ⑦文化・スポーツのストーリー ⑧その他、広域連携による周遊ストーリー

※2 木曾川中流域 美濃加茂市、各務原市、可児市、加茂郡坂祝町及び愛知県犬山市をいう。

※3 体験型広域観光 エリア内で広く連携した、地域資源を活かしたアクティビティや、伝統文化、自然、産業体験など、旅行者が「見る」だけでは無く、能動的に参加し楽しめる観光。

※4 観光事業者 旅行業、飲食業、土産品販売業、交通事業、宿泊業、観光施設事業等地域の観光産業に資する事業者をいう。

※5 観光協会等 観光協会、観光振興に取り組んでいる団体をいう。

※6 観光地域づくり法人等 観光庁が「登録DMO」若しくは「候補DMO」に登録した法人又は「候補DMO」登録申請予定の法人をいう。

※7 国際認証等取得地域 グローバル・サステナブルツーリズム協議会(GSTC)が開発した観光地向けの持続可能な観光の国際基準GSTC-Dに準拠したGreen Destinations「世界の持続可能な観光地100選」、「アワード・認証プログラム」、UN Tourism「ベスト・ツーリズム・ビレッジ」その他県が認める持続可能な観

光に係る国際的な第三者認証等を取得済みの地域をいう。

※8 国際認証等未取得地域 持続可能な観光に係る国際的な第三者認証等（※7）、又は「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」ロゴマークの使用承諾を得ようとする地域をいう。